

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになっている。

平成22年度以降は、生活保護の開始件数はさほど減少してはいないが、死亡による廃止件数が増加しているのがその要因である。

平成25年度～平成26年度の町村別の被保護世帯数は、野辺地町、東北町で増加、六戸町が横ばい、七戸町、横浜町、六ヶ所村で減少している。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成22年度	1,058	100.0	107.8
平成23年度	1,060	100.2	100.2
平成24年度	1,077	101.8	101.6
平成25年度	1,103	104.3	102.4
平成26年度	1,109	104.8	100.5

② 町村別被保護世帯数（平成26年度 単位：世帯数）

町村名 \ 区分	世帯数	対前年度比
野辺地町	268	103.5
七戸町	197	95.2
六戸町	98	100.0
横浜町	94	97.9
東北町	329	103.8
六ヶ所村	123	97.6
計	1,109	100.5

ア 平成26年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢単身世帯の構成比が平成22年度の54.7%から59.6%と4.9ポイントの増加、その他世帯が平成22年度の5.9%から12.3%と6.4ポイント増加している。

逆に、傷病・障害世帯は、平成22年度の35.6%から25.6%と10.0ポイント減少している。

① 世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成22年度		507	72	579	40	250	127	377	34	28	62
平成23年度		511	69	580	38	251	131	382	35	24	59
平成24年度		534	72	606	33	232	118	350	48	41	89
平成25年度		560	78	638	32	215	96	311	67	55	122
平成26年度		581	80	661	27	197	87	284	81	55	136
内 訳	野辺地町	134	19	153	7	46	23	69	21	19	40
	七戸町	96	6	102	7	39	18	57	19	12	31
	六戸町	52	11	63	1	19	6	25	6	4	10
	横浜町	53	6	59	1	18	6	24	6	5	11
	東北町	181	31	212	9	57	26	83	18	8	26
	六ヶ所村	66	8	74	3	19	10	29	11	7	18

イ 平成26年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は10.1%で、平成22年度の9.7%に比べわずかながら増加している。

② 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成22年度		31	5	1	30	67	36	955
平成23年度		32	2	2	24	60	35	964
平成24年度		39	0	5	24	68	37	972
平成25年度		44	1	5	22	72	39	992
平成26年度		51	1	5	17	74	38	997
内 訳	野辺地町	17	0	0	3	20	12	236
	七戸町	15	0	1	4	20	7	170
	六戸町	7	0	0	3	10	3	85
	横浜町	3	0	0	2	5	3	86
	東北町	8	1	2	5	17	11	302
	六ヶ所村	1	0	1	1	3	3	118

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成21年度～平成22年度は増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加、減少を繰り返し、全体としては緩やかな増加傾向となっている。

平成25年度～平成26年度を町村別に見ると、野辺地町、東北町が増加、それ以外の4町村で減少している。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成22年度	1,437	100.0	107.7
平成23年度	1,425	99.2	99.2
平成24年度	1,444	100.5	101.3
平成25年度	1,465	101.9	101.5
平成26年度	1,454	101.2	99.2

② 町村別月平均被保護人員（平成26年度 単位：人）

町村名 \ 区分	人員数	対前年度比
野辺地町	358	102.3
七戸町	255	94.4
六戸町	129	98.5
横浜町	129	98.5
東北町	425	101.4
六ヶ所村	159	97.0
計	1,454	99.2

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は再び緩やかながら増加している。

平成25年度～平成26年度を町村別に見ると、野辺地町、横浜町、東北町が増加、それ以外の3町村で減少している。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名 \ 年度	22	23	24	25	26
野辺地町	25.4	24.8	24.8	25.2	26.2
七戸町	17.4	17.0	17.2	16.9	16.3
六戸町	12.2	12.0	12.0	12.7	12.3
横浜町	21.2	22.9	25.5	27.8	28.0
東北町	20.2	20.8	21.7	22.7	23.3
六ヶ所村	15.7	15.0	14.8	15.1	14.8
管内	18.9	18.8	19.2	19.7	19.8
県	20.8	21.7	22.3	22.7	22.9
国	15.2	16.2	16.8	17.0	

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成22年度以降の保護の申請件数は140～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移しており、ほぼ毎年増減を繰り返している。

一方、廃止件数は増加傾向にあり、死亡によるものが全体の約半数を占める。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度 \ 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成22年度	141	102	25	14	86
平成23年度	161	111	29	21	83
平成24年度	145	91	26	28	91
平成25年度	176	125	31	20	93
平成26年度	158	91	40	27	99

(5) 保護費の状況

平成26年度における保護費の支出総額は、約21億6,300万円であり、平成25年度の約21億3,200万円に比べ増加している。支出総額のうち、医療扶助は50.2%となっており高い比重を占めている。

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付	計
野辺地町	172,321,230	47,232,210	1,729,516	489,228	1,950,040	0	301,261	581,214	9,943,732	0	234,548,491
七戸町	122,607,811	21,947,798	1,477,744	13,000	2,597,890	0	1,554,601	302,454	7,688,397	0	158,189,665
六戸町	69,312,900	15,032,265	889,144	91,600	686,597	0	19,000	363,806	9,197,470	0	95,562,782
横浜町	61,405,747	8,221,530	1,760,416	0	1,475,189	0	193,161	0	11,224,080	0	84,280,123
東北町	222,981,187	54,162,473	2,246,160	57,800	5,621,228	0	1,300,726	1,484,976	15,192,458	89,063	303,136,071
六ヶ所村	89,411,567	11,546,520	1,060,596	20,000	1,144,316	0	383,161	809,270	6,446,610	0	110,822,040
小 計	738,040,502	158,142,796	9,133,576	671,628	13,475,230	0	3,751,910	3,541,720	59,692,747	89,063	996,539,172
支払基金 支払分					1,072,988,124.0						1,072,988,124.0
国保連 支払分				104,283,028							104,283,028
合 計	738,040,502	158,142,796	9,133,576	104,954,656	1,086,413,354.0	0	3,751,910	3,541,720	59,692,747	89,063	2,163,760,324.0

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子（父子・寡婦）福祉

(1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成22年度から平成26年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	22	23	24	25	26
生活一般	住 宅		6	1	9	1	3
	医 療 ・ 健 康		23	15	15	9	39
	家 庭 紛 争		1	0	0	2	10
	就 労		123	88	92	140	165
	結 婚		0	1	1	0	0
	養 育 費		12	11	2	0	6
	借 金		4	7	8	4	11
	そ の 他		13	8	11	17	32
	小 計		182	131	138	173	266
児 童	養 育		17	8	17	99	24
	教 育		1	0	0	3	1
	非 行		0	1	1	0	0
	就 職		4	1	0	2	0
	そ の 他		2	0	2	0	5
	小 計		24	10	20	104	30
経 済 活 支 援 援 護	母 子 福 祉 資 金		875	722	911	1,035	1,105
	寡 婦 福 祉 資 金		10	3	5	7	9
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		0	1	3	1	5
	生 活 保 護		4	1	4	3	1
	税		2	3	5	2	8
	そ の 他		1	8	10	0	9
	小 計		892	738	938	1,048	1,137
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		0	0	4	0	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	0	1	0
	小 計		0	0	4	1	0
合 計		1,098	879	1,100	1,326	1,433	

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

平成26年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子（父子）福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	28	13,523,000	51	22,274,200	79	35,797,200	1	918,000	1	900,000	2	1,818,000
高校（一般）分	14	3,083,000	27	6,752,200	41	9,835,200	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	1	360,000	3	2,076,000	4	2,436,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	4	2,556,000	11	6,624,000	15	9,180,000	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	3	684,000	5	1,980,000	8	2,664,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	1	1,080,000	1	1,080,000	2	2,160,000	1	918,000	1	900,000	2	1,818,000
高専・大学（特別）分	5	5,760,000	4	3,762,000	9	9,522,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	1	174,000	1	174,000	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	816,000	1	720,000	2	1,536,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	100,000	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	469,000	1	600,000	3	1,069,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	22	4,949,000	0	0	22	4,949,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校分	14	1,629,000	0	0	14	1,629,000	0	0	0	0	0	0
私立高校分	3	970,000	0	0	3	970,000	0	0	0	0	0	0
専修分	4	1,970,000	0	0	4	1,970,000	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学分	1	380,000	0	0	1	380,000	0	0	0	0	0	0
私立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	54	19,857,000	54	23,768,200	108	43,625,200	1	918,000	1	900,000	2	1,818,000

(3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

平成26年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。なお、参考までに表の下段に県合計額を記載した。また、平成26年度から父子福祉資金についても貸付を開始したが、償還が始まったケースはない。

母子福祉資金の償還率は、61.5%で平成25年度の57.6%より3.9ポイント改善した。また、収入未済額は、平成25年度の34,644,454円に比べ1,664,182円減少した。寡婦福祉資金の償還率は、62.5%で平成25年度の59.8%よりも2.7ポイント改善した。また、収入未済額は、平成25年度の798,210円に比べ79,832円減少した。

管内各地に償還協力員を配置するなど、引き続き収入未済の解消に向けて取り組んでいる。

種別		現 年 度				過 年 度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元 金	50,942,729	48,437,864	2,504,865	95.1%	34,603,447	4,151,557	30,451,890	12.0%	85,546,176	52,589,421	32,956,755	61.5%
	利 子	3,796	3,796	0	100.0%	41,007	17,490	23,517	42.7%	44,803	21,286	23,517	47.5%
	計	50,946,525	48,441,660	2,504,865	95.1%	34,644,454	4,169,047	30,475,407	12.0%	85,590,979	52,610,707	32,980,272	61.5%
	(県合計)	299,896,524	268,808,389	31,088,135	89.6%	256,376,189	22,245,330	234,130,859	8.7%	556,272,713	291,053,719	265,218,994	52.3%

種別		現 年 度				過 年 度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元 金	1,117,248	1,117,248	0	100.0%	798,210	79,832	718,378	10.0%	1,915,458	1,197,080	718,378	62.5%
	利 子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	1,117,248	1,117,248	0	100.0%	798,210	79,832	718,378	10.0%	1,915,458	1,197,080	718,378	62.5%
	(県合計)	6,351,866	6,100,203	251,663	96.0%	7,923,762	604,341	7,319,421	7.6%	14,275,628	6,704,544	7,571,084	47.7%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

平成26年度の女性相談の相談者数は26人で、延件数は85件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は19人、延件数は65件で、全て女性からの相談となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		夜間相談 (17時以降 の電話相談)						
		来所 指示等	の外国 相談人 から							
22	実人員(人)	5	1		1	11			17	
	相談延べ件数(件)	13	2		1	39			53	
23	実人員(人)	10			4	11			25	
	相談延べ件数(件)	15			9	22			46	
24	実人員(人)	7	1		1	5			13	
	相談延べ件数(件)	18	1		5	18			41	
25	実人員(人)	14	2	1	3	16			33	
	相談延べ件数(件)	27	2	1	10	38			75	
26	実人員(人)	10	3	1	4	11		1	26	
	相談延べ件数(件)	22	3	4	35	26		2	85	

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
	電 話	11	6	1					1						3	
	計	17	9	1				1	2						4	
23	来所・巡回等	14	4	2				2	5						1	
	電 話	11	8												3	
	計	25	12	2				2	5						4	
24	来所・巡回等	8	2						5						1	
	電 話	5	3						2							
	計	13	5						7						1	
25	来所・巡回等	17	5				1	1	10							
	電 話	16	13						1						2	
	計	33	18				1	1	11						2	
26	来所・巡回等	15	9					1	5							
	電 話	11	9						1						1	
	計	26	18					1	6						1	

③主 訴（実人員）

平成 22 年度より、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係										経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反											
		夫 等 の 暴 力	離 婚 問 題	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他							生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職 他	病 の 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産	そ の 他				
22	17	9	2										2	1	1			1	1															
23	25	13	5	2					1	1					1			1	1															
24	13	9	1	1														1					1											
25	33	18	2	2		1	1		2											5			1											
26	26	14	4	1					1														1											

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円 (2 万円) 以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
23							1			24		25
24							2			10	1	13
25							4			29		33
26							5			21		26

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。

年度		合計			合計	加害者との関係						
		女性	男性	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)				
				届出有		届出なし		届出有無不明	交際相手	元交際相手		
22	来所	3	3		3	3						
	電話	16	16		16	11			5			
	その他	2	2		2	1			1			
	合計	21	21		21	15			6			
23	来所	13	13		13	13						
	電話	13	12	1	13	13						
	その他	4	4		4	4						
	合計	30	29	1	30	30			0			
24	来所	18	18		18	18						
	電話	15	15		15	15						
	その他	5	5		5	5						
	合計	38	38		38	38			0			
25	来所	27	26	1	27	21	3		2	1		
	電話	20	20		20	19			1			
	その他	10	10		10	9			1			
	合計	57	56	1	57	49	3		4	1		
26	来所	13	13		13	9	3		1			
	電話	30	30		30	16	1		13			
	その他	22	22		22	13	1		6	2		
	合計	65	65	0	65	38	5	0	20	2	0	

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
22	0	0	0
23	0	0	0
24	0	0	0
25	3	3	0
26	2	2	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
22	4	4	0
23	5	5	0
24	2	2	0
25	4	4	0
26	1	1	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
22				
23	0	0	0	0
24	0	0	0	0
25	2	2	0	1
26	0	0	0	0

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。